

第2回

「生かそう！子どもの貧困対策法」 市民のつどい

主催：「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

日時：2014年5月24日（土）

会場：豊島区勤労福祉会館 大会議室

■プログラム（予定）■

<1部> 13:00～14:15 子ども・若者の声・支援の現場から

- ◆ ヴィジュアルノベル「貧困を背負って生きる子どもたち 仁の物語」上映
(制作：NPO 法人山科醍醐こどものひろば)

- ・奨学金問題の現状と課題

岩重佳治さん／弁護士・奨学金問題対策全国会議事務局長・日弁連貧困問題対策本部委員

- ・学校に行きづらい子どもたち——スクールソーシャルワーカーの立場から

荒巻りかさん／ソーシャルワーカー

- ・見過ごされてきた障害児の生活と発達の貧困

小野川文子さん／大和大学教育学部教育学科准教授

- ・社会的養護の子どもたちにも生かされる子どもの貧困対策法に！

高橋亜美さん／アフターケア相談所ゆずりは所長

<2部> 14:30～16:00 子どもの貧困対策法「大綱」への要望・提案を考える

- ◆子どもの貧困対策に関する検討会の進捗状況について報告
- ◆グループ討論／大綱や自治体計画に望むこと・要望などを討議
- ◆グループ討論の報告と全体討論



●この企画はソーシャル・ジャスティス基金より助成を受けています。

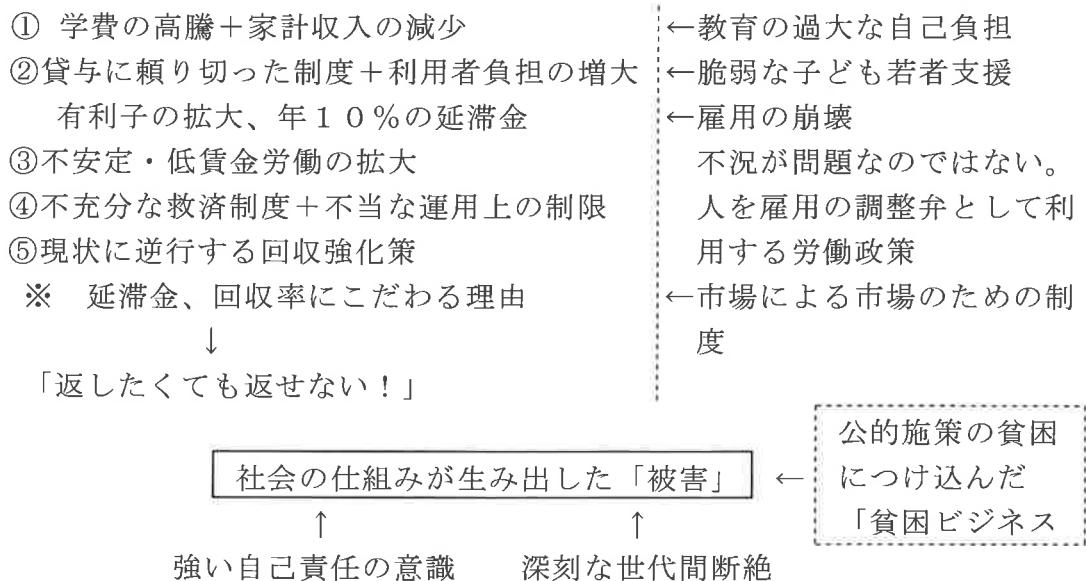
(2013年度「子ども・若者の貧困問題に関するアドボカシー活動：生かそう「子どもの貧困対策法」市民のちから事業」)

奨学金問題の現状と課題

獎學金問題對策全國會議 事務局長弁護士岩重佳治

1 「奨学金被害」の発見

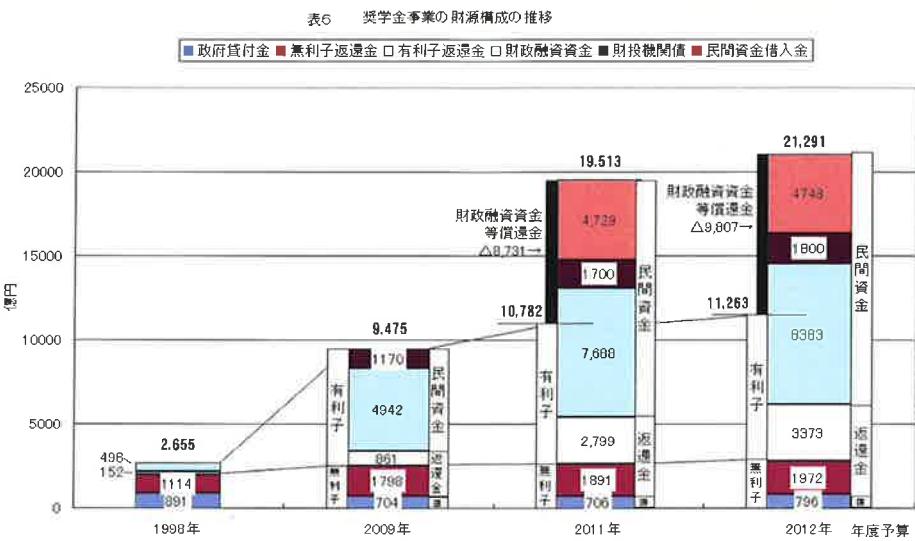
- (1) 今、現場で何が起こっているか
 - (2) 相談・救済活動に関わって感じたこと
 - 奨学金の返済に悩む人は、とても真面目で誠実
 - 特別な落ち度が見当たらぬ
 - (3) そして、分かったことー構造的に生み出されている「奨学金被害」



- #### (4) 機構が徹底した回収にこだわるわけ

○機構の奨学金の財源

「民間資金」が拡大する公的奨学金制度



←継続的システムであるには、償還持続性が重要？

※ 回収率の強化が至上命題

○奨学金の青写真－9兆円の奨学ローン

「選択・責任・連帯の教育改革～学校の機能回復を目指して～教育改革に関する報告書」1999年社会経済生産性本部

学資（＝学費+生活費）の合計は年間300万円。（中略）親が代わって学資を支払うことは、しないことを原則にする（たとえば、贈与とみなして課税するなど）。そのかわりに学生本人に対して、銀行から奨学ローンの形で貸付を受けられるようとする。1200万円を20年賦、市中金利+ α （年6%の固定金利）で借りるとして、毎年の返済額は約100万円程度。自動車ローンに比べれば高額だが、住宅ローンほどではない。（中略）その規模は、毎年、約300万人に年間300万円として、約9兆円。しかも将来世代への健全な貸付だから、やがておつりがついて戻ってくる。

○進む民間委託

サービスへの委託 電話対応業務の委託

2 制度の改革に必要なこと

- ① 返済困難に陥った人に対する救済制度の充実
- ② 利息と延滞金の廃止
- ③ 個人保証の禁止
- ④ 給付型奨学金の導入と拡充
- ⑤ 学費の無償化に向けた具体的な施策
- その他

3 最近の制度改革とその課題

政府の2014年度予算

4 最後に

- ・家事、育児、教育、介護は親や家庭でという発想からの脱却
- ・つながることの大切さー垣根を越えて
- ・「助けて！」と言える人になろう！
声を上げよう！

◎奨学金の負担に苦しむ人たちの声です◎

ホットラインや日々の相談、マスコミなどに寄せられた、奨学金の負担に苦しむ人の声です。どうか耳を傾けて下さい！

●生活保護受給中でも

病気のため、非正規で働きながら生活保護を受けています。卒業後しばらく奨学金の請求がありませんでしたが、突然、支払うよう言ってきました。もう18年位、月に1000～2000円ずつ返していますが、延滞金にあてられて元金が減りません。

●保証人の母を助けたい

自分は自己破産していますが、連帯保証人である母が返済しています。母は高齢であり、いつまで払えるか分かりません。自分は障害があつて働けないので、母を助けられません。

●突然請求が

親が説明をせずに私の名前で奨学金を借りていました。機構から大金を一括請求されてただ驚き、途方に暮れました。これまで一度の連絡もなく、ペナルティーの延滞金まで支払えという態度には納得できません。

●保証人に迷惑をかける位なら

失業中です。返還猶予の利用を繰り返していましたが、年数を使い切って、もう猶予ができないと言われました。連帯保証人である父のところに請求が来ています。おじも保証人になっており、迷惑をかけたくありません。自分が死んで支払いを免れるなら、死んでしまいたい。

●結婚も出産もできません

大学卒業後、就職しましたが、うつ病になって辞めました。返済猶予の5年を使い切り、減額返還制度を利用することになりました。最長10年間の減額(半額)を毎年申請しても54歳までかかります。パートの手取りは9～10万円。減額後の返済額は1万6000円ですが、延滞すると減額が認められなくなります。とても結婚や出産は考えられません。

●自己破産しました

卒業後、父が支払うと言ってくれていましたが、突然、機構から膨らんだ延滞金も含めて請求を受けました。離婚や仕事の不安定などが重なり、うつになって支払いが苦しく、過去に遡って返還猶予を求めようとしたが、5年以上前は役所の所得証明が取れないとして拒否されました。無理して返済を続けていましたが、精神的にも追い込まれて、自己破産をしました。

●話が違う

高校と大学の奨学金を支払えない時期があり延滞金が膨らんでいたところ、機構から、元金相当額を支払えば延滞金は免除すると言われ、まずは高校分について、長年にわたり元金相当額を支払って延滞金を免除されました。大学分も同様の処理をすると言われたため、頑張って元金相当額を返済し、延滞金の免除を求めましたが、手の平を返したように、延滞金はピタ一文まけないとと言われました。話が違う、納得ができません。

●将来返せるか不安

娘が高校から大学院まで約400万円の奨学金を借りています。将来支払いが苦しくなった場合にどうすればよいのか分からず、とても心配です。

●免除の申請をさせてくれない

娘は、機構の奨学金を借りて大学生活を送っていましたが、大学1年の1月、突然心肺停止になりました。その影響で、その後、両上下肢機能全麻となりました。栄養は胃に穴を開けて摂取し、今は瞬きだけでやり取りができる状態が2年続いています。当初は、家族が少しずつ奨学金を返していましたが、夫が定年で嘱託となって収入が減り、医療費もかかるために支払いができなくなりました。機構に連絡して、返還の免除を求めましたが、回復の可能性があるからと(どんな根拠があるのでしょうか)、何度も返還猶予を繰り返してからでないと免除の申請はできないと言われ、申請用紙さえ渡してくれませんでした。困って弁護士に相談し、ようやく申請書を手に入れましたが、申請には議員などの証明を求められるなど、本当に大変です。

●延滞金が壁になつて

障害1級で、働くことができません。機構から裁判を起こされ、免除の申請をしました。免除の事由には該当すると思いますが、障害が発生する前に延滞金が生じていたとして、免除を認めてくれません。連帯保証人の父にも請求が行き、わずかな年金の中から、無理をして支払うことになりそうです。父は、他の兄弟3人の奨学金の保証人にもなっていて、そちらも裁判を起こされて、その支払いもしなければなりません。父は、実家の土地建物を所有しているため、破産もできない状態で、本当に苦しんでいます。

●治療に専念したいのに

大学の学費が高く、利子付きの奨学金を借りました。しかし卒業後うつ病になり、フルタイムの仕事をすることが難しいまま数年がたちました。結婚していますが、夫も家賃と生活費でぎりぎりで、奨学金の返済まで頼れません。せめて奨学金を借りていなければ、治療に専念し、もう少し希望を持てたのではと思っています。

●子どもはあきらめました

私の夫も奨学金を返しています。度重なる給与のカット、ボーナスもなし、残業代も出ません。私もパートで1日7時間働いて必死で返済していますが、滞納してしまうこともあります。子どもにかけられるお金も厳しくなってきました。仕事のために児童センターに預けるのにもお金がかかり、学校で買う物の支払いができないこともあります。元々子どもを授かりにくいこともあり、新たな家族を…と治療もしていましたが、金銭的なこともあります、諦めざるをえませんでした。延滞3か月と9か月のペナルティー、知りませんでした。本当に怖いですね。

●大学やめました

私が通っていました。学費がとても高く、奨学金とアルバイトでやりくりしていましたが、奨学金という名の借金が増えしていくのが怖く、アルバイトを増やすれば授業もままならなくなり、大学をやめました。辞めたら就職は厳しいし、運良く正社員になれたので、返すことはできています。しかし、今後、私のように途中で勉学の道を閉ざされる人が出てくるのはかわいそうでなりません。

●返したくても返せない

借りたものは返すべき、多くの延滞者はそう考えていますが、仕事が見つからず、返したくても返せない。その自責の念は相当なものです。

●甘えでしょうか

奨学金は金融機関ではありません。経済的に恵まれない学生の夢を後押しするためのものです。返還猶予5年は、どんな仕事でもいいから就職しろではなく、夢の実現のためにあるのではありませんか。しかし、不景気で、夢を叶えられずあきらめて、なんとか返済しなければならないともがいている人たちがいることを分かつてあげて下さい。

お願ひです…

「奨学金被害」をなくし、 真に学びと成長を支える 奨学金制度を作つて下さい！

大学の学費が高騰する一方で、家計は苦しくなり、今や大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用し、3人に1人が日本学生支援機構の奨学金を借りています。

学費の高騰で借入額も増大する中、非正規労働等の低賃金・不安定雇用の拡大、格差と貧困の拡がりは、大学を卒業しても奨学金を返せない多くの人生み出しています。日本学生支援機構の奨学金の2011年度末の延滞額は876億円、延滞者数は33万人にも上っています。

他方、機構の奨学金では、有利子奨学金の拡大等の利用者負担は増大し、債権回収会社、ブラックリスト、訴訟等までも利用した徹底した回収強化策により、返済ができない人に対する無理な取り立てが行われ、奨学金を返したくても返せない人が、経済的にも、精神的にも追い詰められています。

奨学金の返済に苦しむ人は、構造的に生み出されている「被害者」です！

私たち「奨学金問題対策全国会議」は、我が国から「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、国会議員の皆様に、以下の提言を致します。

私たちの提言

1 返済困難な人の実情に合わせて、救済制度を充実させて下さい。

機構の奨学金については

- 各種救済制度の利用条件を緩和して下さい。
- 収還期限猶予の期間制限を撤廃して下さい。
- 所得に応じて無理ない金額を、無理ない一定期間返せば、残額が免除される「所得連動型の返済制度」を作つて下さい。
- 延滞金があることを理由に救済制度の利用をさせない、困難な申請手続を要求するなどの、運用上の不当な制限をなくして下さい。
- 契約時は無論のこと、返還困難になった人に対しても、機構の方から救済制度を教示し、親切に申請の手助けをするようにして下さい。
- 消滅時効にかかる奨学金を請求しないようにして下さい。
- 改善された救済制度を、今返済に困っている人にも遡って適用して下さい。

2 貸与型奨学金については個人保証人を付けないで下さい。

現在の保証人に対しては、無理な返済を求めるないようにして下さい。

特に、自宅土地建物など大切な資産からの回収は絶対にしないようにして下さい。

3 すべての貸与型奨学金につき、利息と延滞金を付けないで下さい。

利息と延滞金廃止までの間は、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当して下さい。

4 高校と大学等の高等教育につき、速やかに給付型奨学金を作り拡充して下さい。

大学の学費が有償なのに、ほとんどを貸与型に頼っているのは日本だけです。

5 中等教育・高等教育の無償化に向けた具体的な政策を実行して下さい。

国際人権A規約第13条2項(b)(c)の留保撤回で、無償化は我が国の国際公約です。

奨学金だけでなく、高騰した大学等の学費低減に向けた政策も実行して下さい。

皆様のご協力とお力添えを、宜しくお願ひいたします。

奨学金問題対策全国会議

代 表 中京大学教授 大内裕和

代 表 弁護士 伊東達也

事務局長 弁護士 岩重佳治

深刻化する奨学金問題－構造的に生み出されている奨学金被害

*奨学金の負担に苦しむ人たちの声です。

- 学費が高すぎて、奨学金を借りないと大学に行けません！
- 就職が見つからず、奨学金を返せなくなるのではと不安でたまりません！
- 非正規社員で収入が低く生活がやっとです。奨学金が払えません！
- 限られた収入から少しずつ返済していますが、延滞金にあてられて元金が減らず、先が見えません！。
- 病気で生活保護を受けています。返還猶予を求めましたが、延滞金を払わないと猶予できないと言われました！
- 支払いができずにいたところ、ブラックリストに載せられ、裁判を起こされました。分割払いを求めましたが、額が少ないと、応じてくれません！
- 失業中で返還猶予ができる5年を使い切り、もう猶予できないと言われました。保証人の父や叔父に迷惑がかかるので、自己破産もできません！
- 度重なる夫の給与カット。パートで働き必死に奨学金の返済を手伝っていますが、子どもにかけるお金も厳しくなり、2人目の子どもは諦めました！

奨学金の返済に苦しむ人は、不充分な教育支援制度の下、自分の力ではどうしようもない理由で返済困難に陥り、無理な返済を迫られています。これは、構造的に生み出されている「被害者」にほかなりません。

★学費が高い+家計は苦しい→奨学金に頼らざるを得ない。

★奨学金のほとんどが貸与+利用者負担の増大+雇用の悪化→払いたくても払えない。

★不充分な救済手段+苦しい現状に逆行する回収強化策→無理な支払いを強いられる。

★親や親戚が保証人に→高齢の親などが、少ない年金から無理な支払いを続ける。

学費が高い+家計は苦しい！→奨学金に頼らざるをえない！

学費の高騰と家計収入の減少

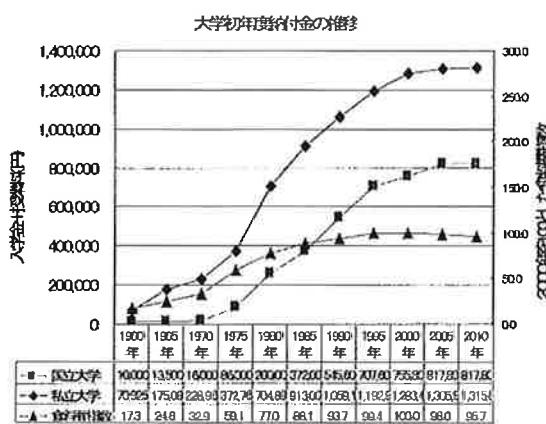
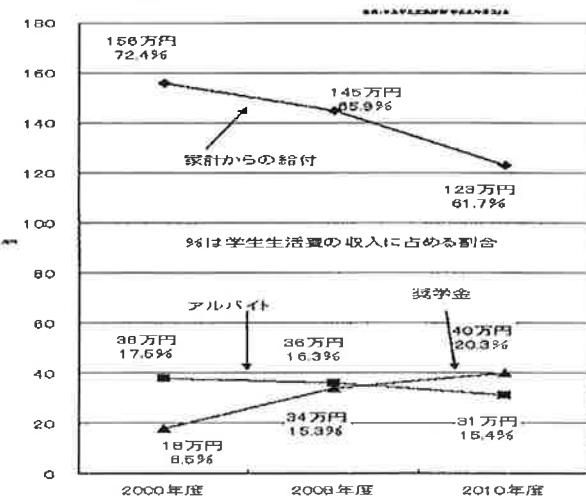


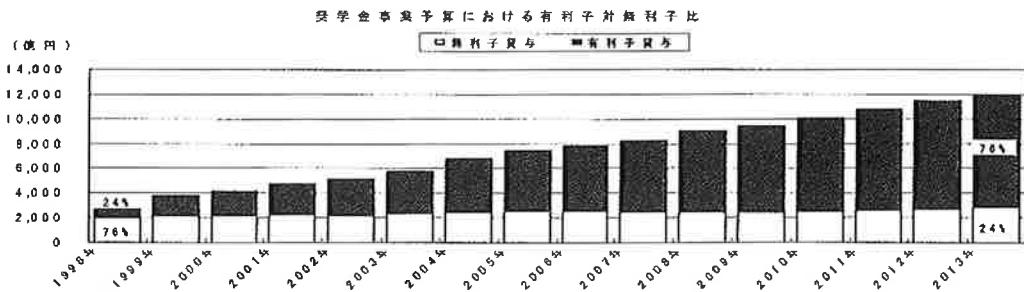
表2 学生生活費の収入推移



70年代半ば以降、「受益者負担」論により、公費支出が抑えられ、授業料の値上げが繰り返され、我が国の大学の学費は世界で最も高いレベルになってしまいました。

他方で、家計の収入は90年代以降困難になっており、大学に行くためには奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。今や、大学学部生(昼間)の約50%が何らかの奨学金を利用し、約3人に1人が機関の奨学金を借りるまでになっています。

ほとんどが貸与型+利用者負担の増大と雇用の悪化!



返したくても返せない!

●ほとんどが貸与型

諸外国では奨学金の相当部分が給付型であるのに対し、我が国の奨学金のほとんどは貸与であり、機構の奨学金は全部が貸与です。

●利息と延滞金が大きな負担

機関では、当初、無利子の一時的な補完措置とされた有利子の奨学金が、民間資金を大きな財源として拡大を続け、今やその事業予算は無利子の3倍です。延滞金の利率も年10%と高く、返しても元金が減らないケースも少なくありません。

●不安定・低賃金労働の拡大

他方、非正規雇用等の不安定・低賃金労働の拡大等により、卒業して安定した収入を得て奨学金を返済できる環境は大きく崩れています。機関の奨学金の3か月以上の延滞者のうち、46%の人が非正規労働者又は職がなく、83.4%が年収300万円以下です。

3か月以上の延滞者の年収の割合 (平成23年12月)

区分	割合(%)
0円	18.5
1円～100万円未満	20.9
100～200万円未満	23.7
200～300万円未満	20.3
300～400万円未満	10.3
400万円以上	6.3
計	100.0

不充分な救済手段

厳しい利用条件+高い運用上のハードル

卒業後の仕事や収入を予測することは困難です。奨学金を返せなくリスクは制度に内在しており、そのリスクは飛躍的に高まっています。機関の奨学金では、返済困難に陥った人に対する救済手段があることはありますが、条件が非常に厳しく、運用上もさまざまな制限があり、救済手段としては極めて不充分です。以下はその一例です。

●返還期限の猶予 願い出により奨学金の返還を一定期間猶予する制度

- ・低収入(給与所得者の場合、年収300万円以下)の猶予期限は5年間の上限あり。
→それを過ぎるとどんなに収入が低くても使えない。
- ・延滞金がある場合には解消しないと利用できない。
→生活保護受給中でも、延滞金がある場合はそれを支払わないと、猶予が使えない。

●延滞金減免 延滞金の全部または一部を免除する制度

- ・借主が死亡して保証人が返還する場合など、極めて限られた場合しか使えない。
- ・延滞金が発生している場合には使えない。

●返還免除 奨学金の返還の全部または一部を免除する制度

- ・自分でそしゃくができる、言語の能力を失っている、常に床について複雑な看護を要するなど、ごく限られた場合にしか認められない。
- ・回復の可能性があるとして、まずは何年か猶予を利用するよう言われ、申請自体をさせてもらえないケースがある(障害1級、全上下肢麻痺が2年続いたケースでの実例)。
- ・免除事由発生前に、延滞金があると認めない(障害1級、無職の人の実例)。

★これらの救済手段は十分に周知されていないため、利用できることを知らないまま延滞金が発生し、結局、制度を利用できなくなるケースも少なくありません。

現状に逆行する回収強化策

利用者の苦しい現状に逆行する回収強化策

利用者の状況が困難になっている状況に逆行して、機構は「金融事業」としての回収強化策を推進してきました。

●延滞1~3か月

本人や保証人への架電督促や通知(職場連絡を含む)、サービスへの回収移行や個人信用情報機関への登録を予告。

●延滞4か月

回収をサービスに委託。

●延滞9か月

ほぼ自動的に裁判所に支払督促申立て。

●ブラックリストへの登録

2010年度からはいわゆるブラックリストへの登録が開始。2年間で登録件数は1万件を突破。

●返済能力を無視した執拗な取立て

機構の債権回収は極めて執拗で、借り手の返済能力を無視した、無理な支払いを求められることが多いのが特徴です。借り手

に法的知識がないので、時効にかかるたった奖学金もどんどん請求し回収しています。過去に、機構の奖学金を含めて破産・免責を得た人に對して、機構が裁判を起こした事例もあります。第1審で免責の効力が認められて機構が敗訴しましたが、機構が控訴し、今度は、亡くなった父の保証債務を本人が承継したとの主張までしてきました。

「金融事業」としての回収強化策

2004年日本育英会廃止、奖学金は「金融事業」に、金融的手法の導入すすむ。

中期目標「2007年度末の延滞額を2011年度までに半減、前年度比5%以上削減」

延滞3ヶ月→延滞者情報を個人信用情報機関に登録、登録者2012年5月末12,281名

延滞4ヶ月→初期延滞債権の回収をサービスに委託 2010年度件数87,838件

延滞9ヶ月→法的措置の早期化 支払督促申立て数2000年338件→2010年7,390件

区分	支払未済額 延滞3ヶ月	支払未済額 延滞4ヶ月	初期延滞 債権回収 件数	初期延滞 債権回収 件数	支払督促 申立て 件数	支払督促 申立て 件数	累計 件数
2006年度	10,498	1,181	499	426	23		
2007年度	35,165	2,857	1,407	785	23	1	1
2008年度	29,075	2,173	1,504	867	853	19	13
2009年度	28,175	7,713	4,233	2,061	1,436	123	28
2010年度	5,827	2,390	4,111	2,686	2,133	269	85
計	108,740	21,314	11,754	6,825	4,468	412	127

親や親戚を保証人につくることの問題

機構の奖学金を利用するには、保証料の負担を覚悟で機関保証を利用する場合以外は、連帯保証人と保証人を求められ、多くの場合、連帯保証人は親、保証人は親戚です。

そのため、救済制度の不備のため、支払いができる人が自己破産をしようとしても、保証人への影響をおそれて、無理な支払いを続けるケースが後を絶ちません。

個人保証の問題は、民法改正でも焦点になっていますが、与信がなく、返済困難に陥るリスクが高い奖学金については、個人保証の徴求は、他の場合以上に問題があります。

たくさんの可能性を持った若者たちが、学ぶために、借金という大きな荷物を背負って社会に出ていく今の状況が続けば、この国は成り立たなくなります。

我が国から「奖学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奖学金制度を実現するため、国会議員の皆様に、ご協力をお願いします。

是非、力を貸して下さい。

奖学金問題対策全国会議

〒104-0061

東京都中央区銀座6-12-15 C01銀座612ビル7階

東京市民法律事務所内

電話03(3571)6051 FAX03(3571)9379

事務局長 弁護士 岩 重 佳 治

2014年度予算 「学びのセーフティネットの構築」奨学金関連

2014年度予算が成立し、奨学金については以下のような改善が実現しました。

奨学のための給付金 28億円(新規)

低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金制度への所得制限導入により捻出する財源を活用して、奨学のための給付金を創設する(都道府県に対する補助事業:補助率1/3)。

1 生活保護受給世帯	2 第1子の高校生等がいる世帯	3 23歳未満の被扶養者がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯
国公立 32,300円 私立 52,600円 (修学旅行費)	国公立 37,400円 私立 38,000円	国公立 129,700円 私立 138,000円

大学等奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境の整備。

無利子奨学金事業費

**3,068億円
(156億円増)**

低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

※予算額(案)は676億円

貸与人員

42万6千人→45万2千人(2万6千人増) 無利子奨学金の割合24%⇒26%に

※文科省の概算要求は7万人増、被災者枠を除く新規増は8,000人に留まる。

低所得者的学生に対して重点的に配分

・家計基準の厳格化 ・低所得世帯からの申込みの多い入学前段階の採用枠(予約採用)を拡大

真に困窮している奨学金返還者の救済

- 延滞金賦課率を10%から5%へ引き下げる。

※2014年4月以後に発生する延滞金から適用されます。

- 経済困難を理由とする返還期限猶予制度の利用制限年数を5年から10年に延長する。

- 返還期限猶予制度等の適用基準を緩和する。

- 延滞者にも返還期限猶予制度を適用する。

※これまでには、延滞があると制度内の救済制度が利用できませんでしたが、今回の制度改革で、返還期限猶予制度に限って、延滞があっても利用できるようになりました。

平成 26 年 4 月から

返還に関する制度変更があります

～返還に関する制度変更のお知らせ～

1. 延滞金の賦課率の引き下げ

平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率を **年 10% から 5%** に引き下げます。

2. 返還期限猶予制度の適用年数の延長

返還期限猶予制度を適用できる年数を **通算 5 年から 通算 10 年** に延長します。

3. 減額返還制度及び返還期限猶予制度の基準の緩和

「経済困難」事由の収入基準額（給与所得者は年間収入 300 万円（給与所得者以外は年間所得 200 万円））を超える場合でも、特別な支出を控除して収入基準額以下となる場合は、減額返還制度及び返還期限猶予を申請することができます。平成 26 年 4 月から、以下についても控除することとします。

① 本人の被扶養者について **1 人につき 38 万円控除** します。

従来の親等へ生活費補助の控除は 48 万円から 38 万円に変更になります。

② 減額返還適用者は **一律 25 万円** 控除します。

なお、本人の医療費及び本人が扶養している者の医療費に係る特別な支出の控除は従来どおりです。

4. 延滞者への返還期限猶予の適用（申請月において真に返還が困難な方が対象です）

延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置き、猶予申請月より **返還期限猶予を適用** します。

猶予適用期間中は、延滞が進むことはなく、新たに延滞金も加算されません。

申請事由により、一定の収入以下を適用条件とするものがあります。

猶予期間終了後は、対象となった延滞期間について猶予を改めて遡って申請することはできません。

また、延滞分の返還額について一括または分割で返還していただけます。

申請にあたっては、返還期限猶予願（延滞据置）の様式で申請してください。

延滞開始年月から猶予申請ができる場合は、通常の猶予申請をしてください。

5. 減額返還制度の申し込みに係る提出書類の簡素化

平成 26 年 3 月以降の貸与終了者（在学猶予終了者含む）については、返還開始より 1 年以内（貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の所得証明書が発行されるまで）の初回申請時に限り、収入証明書等の **証明書類の提出が不要** となります。

※ 最新情報は、機構ホームページをご確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/>

奨学金返還相談センター

0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

※平成 26 年 4 月 1 日から、新しい電話番号となりました。

<月曜日～金曜日 8 時 30 分～20 時 00 分 (土日祝日・年末年始を除く)>

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル: 03-6743-6100

独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

学校に行きづらいやどもたち

スクールソーシャルワーカーとして向き合うなかで

荒巻りか
ソーシャルワーカー

● 行(=生)きづらい現実

子どもをめぐる相談の現場にいます。たとえば、「子どもが学校に行きしがつています。仕事に行かなければならぬのに、置いておけず、どうにもなりません」「発達障害のある子どもが、クラスでいろんなトラブルを起つので、私がいつも教室の外で待機しています」「母子家庭です。私は仕事でくたくたで、

怒つてばかり。子どもは忘れ物も多く、落ち着きがないと先生からはいつも注意されてしまします」などなど。信頼関係を築きつつ、学校関係者や他の支援者や医療、福祉などの関係機関などとも連携をとり、状況の改善をはかるべくともに考え、動いています。

小学校4年生のAちゃんは、「両親とAちゃんの3人家族。お母さんはうつ病を患い、仕事も家事もほとんどできず、お母さんも働く予定で組んだ住宅ローン

が重くのしかかつたことで家庭内の歯車が狂ってしまいました。お父さんは今、昼も夜も働いています。お父さんが夕方帰ってくると、朝とお昼の食器がそのまま流しにたまっている状態。それを片付けるところから始めなくてはなりません。お父さんのストレスもあり、そのやり場のない怒りを病氣の妻にぶつけることはできないため、ついAちゃんを怒鳴ってしまう。お母さんはそれを見るたびに自身を責め、一方で夫にわかつてもられない辛さを感じてしまいます。Aちゃんは学校にはほとんど行けなくなり、狭い家の中で一日中母子で過ごすようになりました。

だんだん言うことを聞かなくなつてしまふAちゃんは、お母さんにも怒られればかり。勉強もじんじんわからなくなっています。学校の先生たちも、そんなAちゃん一家にどう接していいか困っている状態です。このままいくと家庭が崩壊してしまいそう。そういうギリギリの場面で、お父さんとお会いしたときのことです。お父さんは最初、「もう限界です。僕も家には帰りたくない。Aもどこか他で育ててもらつたほうがいいかもしない」とくり返していました。お父さ

んもお母さんも大好きなAちゃんの気持ちや、苦しみながらも両手に握りしめていたものを手放そうとしているお父さんの苦しさが、私の心に刺さりました。

● 学びを支える協働を

これまでおおおおおサポートの手立てを模索してきたけれど、現実の苦しさに追いつかない。「なんとかならないんでしようが」。もはやこれまで…と、私自身あきらめかけ、何か言わなくてはと発した私の問いかけに、お父さんが反応しました。少し額を赤らめるようにして、「『なんとか』って、なんとかするのは僕たちしかいません。僕も室内もAももがいでいる。みんなでもがいでいないと、水面には出られないんです」とおっしゃつたのです。そして、「ああ、吐き出すことができて、だんだん冷静になつてきました。もううちよつとがんばつてみます」と。

家族みんながんばつてているんだ、家族として再生したいんだ、という本来の気持ちに立ち戻つてくれさつたことに、一瞬、安堵しました。けれど、もう二回以上、どうがんばるというのでしょうか。面談の

最後に、こうもがつしゃっていました。「Aは学校に行きたがらない。まあ、それはそれでいいと思っているんです。僕も中学しか出てないけど、学校を出てから猛勉強して、ここまでできた。はつまり言って、そのへんの大学生にも負けないくらいの学力があると思うているんです」。

お父さんの自負、意地。積いつぱり自身を奮い立たせているその深い思い。けれど、Aちゃんは学校に行かない。のではなく、行けない。でいるのです。しかも、学校に行く行かないの葛藤が、お母さんの病状を左右し、お父さんのストレスにつながっています。彼女の小さい肩に、家族の命運すらのつかつてしまっているかのようです。家にいればお母さんは知らず知らずAちゃんを頼りにしてしまってもいます。一心同体的に浮き沈みする家族の一員として生きるAちゃん。だからこそ、子どもの時代を生きるAちゃん自身のからだと心を、仲間とともに見出しあくまで場が必要だと切実に思います。

また、一緒に笑しながらテレビを見られる時間がお父さんにとって、お母さんがお金の心配なくゆっくり

休める——そんな生活のゆとりがあれば、Aちゃんは安心して気持ちを外に向かられるのだと思います。けれど、それをただ待っているわけにはいきません。お父さんがAちゃんと同じ歳だった30年前と今では、社会の状況も違います。学校に行かず、勉強もしないまま中学を卒業したとして、お父さんと同じように何かを目指して猛勉強しているAちゃんの姿をイメージすることがむずかしい。自立していくすべが得られずに、しかも両親を背負って生きなくてはならないかもしないのです。

どうしたら学校がAちゃんにとつての学びの場になるのか。やはりもう一度、先生たちとも話し合わなくてはなりません。彼女が中学を卒業していくその先のことを見通しながら、地域の人とも協働していくかなくては。Aちゃんのはにかんだ笑顔を思い浮かべながら、じつとしてしられない思いになります。学ぶことによつて広がる可能性。それを実感してもらえる学びの場を、生きていくことの喜びをふくらませるためにの学力を、子どもたちに。そのために、おとなたちはどう協働していけばいいのかを考え合いたいと思います。

見過ごされてきた障害児の生活と発達の貧困(資料)

大和大学教育学部 小野川文子

肢体不自由児の家族の生活実態(東京都立肢体不自由特別支援学校保護者 271 名が回答:2010)

<家族構成>

母子家庭 33 人 (11.6%)、父子家庭 5 人 (1.7%)、ひとり親家庭が 13.3%

※全国: 18 歳未満の子どものいるひとり親家庭は 6.25% (母子家庭 5.6%, 父子家庭 0.65%)。

東京: ひとり親家庭が 11.3% (母子家庭 10.0%, 父子家庭 1.3%)

<母親の就労状況>

母親の正規雇用 : 5%

無職 : 71.3%

母子家庭だけでみると正規雇 : 15.6%

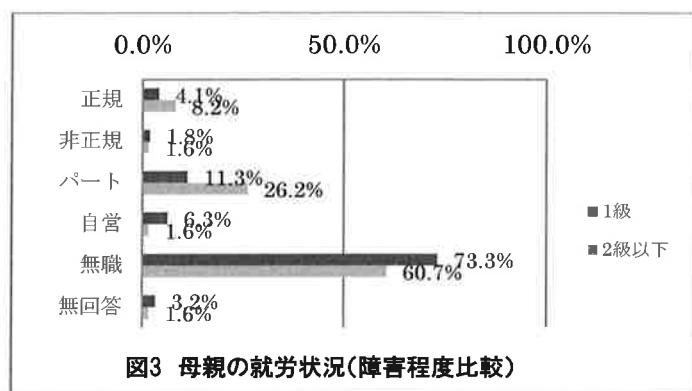
無職 : 50.0%

※『平成 21 年国民生活基礎調査の概況』

子どものいる世帯の母親

正規雇用 17.7%

無職 27.8%



<障害児家族の生活上の困難>

下記の表 1 から、経済的に困難な家庭ほど、**7割以上**の人が「働きたくても働けない」と回答また、**3割以上**が「同居している家族からの協力が得られない」、**6割近く**が「同居以外の家族や親戚から協力が得られない」と回答し、**経済的困難な家庭ほど家族、親戚からも孤立した子育て**状況となっていることが分かる。

表1 家族の生活上の困難(経済実感比較) *p<0.1 **p<0.01

質問項目		4	3	2	1	有意差
問 33. 子どもの介助の必要や体調が悪い等で働きたくても働くことができない	十分・まあまあ十分	31.6%	25.6%	23.3%	19.5%	**
	やや不十分・不十分	49.3%	21.9%	16.4%	12.3%	
問 34. 子どもの登下校や通院等で仕事が制限されるため十分な収入が得られない	十分・まあまあ十分	11.3%	18.8%	34.6%	35.3%	*
	やや不十分・不十分	46.1%	21.3%	20.6%	12.1%	
問 35. 障害児の養育にかかる費用負担が大きく家計を圧迫している。	十分・まあまあ十分	5.2%	20.7%	45.9%	28.1%	**
	やや不十分・不十分	15.8%	27.4%	47.3%	9.6%	
問 36. 現在の住宅では子どもの介助がしにくく、狭い等の不具合があるが経済的にも引っ越しや改修はできない。	十分・まあまあ十分	15.6%	16.3%	33.3%	34.8%	**
	やや不十分・不十分	37.9%	26.2%	17.9%	17.9%	
問 37. 同居している家族からの協力が得られない	十分・まあまあ十分	5.9%	11.1%	39.3%	43.7%	
	やや不十分・不十分	11.6%	17.8%	37.7%	32.9%	
問 38. 同居以外の家族や親戚からの協力が得られない	十分・まあまあ十分	28.1%	15.6%	25.2%	31.1%	**
	やや不十分・不十分	37.2%	19.3%	25.5%	17.9%	
問 39. 家族間のトラブルが絶えない	十分・まあまあ十分	2.2%	4.5%	23.1%	70.1%	**
	やや不十分・不十分	4.9%	11.1%	36.1%	47.9%	
問 40. 他のきょうだいにまで手をかけてあげられない	十分・まあまあ十分	10.9%	17.1%	29.5%	42.6%	**
	やや不十分・不十分	18.3%	24.6%	21.8%	35.2%	

4: 当てはまる 3: ほぼ当てはまる 2: あまり当てはまらない 1: 当てはまらない

<保護者の健康状況>

8割以上の保護者が「大きな痛みや疲労がとれない」「自分が病気にかかっても通院や入院ができるない」と回答。**5割近く**の保護者が「常に精神的に張りつめた状況」「常に睡眠不足」と回答し多くの保護者が心身に大きな負担がかかっている。特に「将来のことが心配で絶望的になり、死を考えたこともある」に「当てはまる」「ほぼ当てはまる」と回答した人が 32.3%で**3人に1人が死のうと考えたことがあるという深刻な状況。**

表2 保護者の健康上の問題（人、%）

項目	4	3	2	1	n
問 54. 常に介助が必要なため、身体への負担が大きく痛みや疲労がとれない	136 48.7	93 33.3	42 15.1	8 2.9	279
問 55. 自分が病気にかかっても子どもを預ける人や場所がなく十分な通院や入院ができるない	144 51.4	90 32.1	39 13.9	7 2.5	280
問 56. 発作等の健康観察や自傷、他傷や他動傾向にあるなど、子どもから目が離せず、常に精神的に張りつめた状態である	55 19.9	71 25.6	92 33.2	59 21.3	277
問 57. 夜間の対応（寝返り、睡眠障害等）が必要なため、十分な睡眠時間が確保できず、常に睡眠不足である	81 29.1	56 20.1	88 31.7	53 19.1	278
問 58. 将来のことが心配で絶望的になり、死を考えたこともある	49 17.6	41 14.7	81 29.0	108 38.7	279
問 59. 偏見等があり、周囲の視線が気になる	48 17.3	70 25.2	108 38.8	52 18.7	278

4 当てはまる 3 ほぼ当てはまる 2 あまり当てはまらない 1 当てはまらない

社会的養護の子どもたちにも生かされる子ども貧困対策法に！

アフターケア相談所ゆずりは
高橋亜美

児童虐待件数 66,701件

社会的養護のもと生活する子どもたち
47,000人

児童養護施設入所者の措置理由

- 破産等の経済的理由は 7.6%

※平成24年度厚生労働省調査

多くの児童虐待ケースの背景に
貧困問題があるが.....

児童養護施設入所者の措置理由
• 破産等の経済的理由は 7.6%

見える化がしっかりなされていない
児童虐待と貧困の関連性を裏付ける
データが必要

- 児童養護施設入所者の家族背景
ひとり親家庭が多い

	母子世帯	父子世帯
児童養護施設児	26,277人	11,161人 42.5%
(参考)一般世帯	5,195万世帯	4,858人 18.5%

76万世帯 1.5% 9万世帯 0.2%

※平成22年国勢調査、
平成20年厚労省児童養護施設入所児童調査

平成23年度の虐待死亡人数 99人(前年度98人)

うち、心中による虐待死は41人
加害動機を「経済的困窮」とされたのは4人

• 家族の経済状況 ※社会福祉審議会児童部会児童虐待等要保護事例の
検証に関する専門委員会

	心中以外の 虐待死		心中による 虐待死	
	例数	有効割合	例数	有効割合
生保世帯	10	31.3%	1	7.1%
非課税世帯	8	25.0%	3	21.4%
全課税世帯	1	3.1%	0	0%
課税世帯	12	37.5%	7	50.0%
年収500万円以上	1	1.8%	3	21.4%
不明	24		15	
計	56	100.0%	29	100.0%

- 児童虐待が起こる背景には
「貧困」が要因として根深く、広く横たわっていることを
入所児童調査等を通じて明らかにし
具体的な支援・資源を改めて整備する
必要がある

社会的養護における貧困対策

～入所前～

- ・児童虐待と貧困の関連をより明確にする
- ・虐待防止のための柔軟で多様な支援
 - exハイリスク家庭への支援の徹底的な整備
- ・虐待の早期発見と介入ができる体制
 - ex児童相談所職員の増員と専門的な機能の強化、一時保護所の整備

～入所中～

- ・社会的養護の質と量の拡充
 - ex生活を通じて愛着形成を育むための施設の環境整備と職員のスキルアップ
 - ex小規模化に伴う職員の増員
 - ex長く働き続けるための労働環境整備
- ・ケア基準の均一化
- ・里親制度の有効活用
- ・教育(就労・就学)に関する積極的な取り組み
 - ex学費の支援 ex機会の保障
- ・親への支援と教育の場の提供

高校進学率は高くなつたが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。						
①中学校卒業後の進路 (平成24年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成25年5月1日現在の進路)						
進 学		就 職		その他の		
高校等	専修学校等	46人	1.8%	53人	2.1%	31人 1.2%
児童被虐待児 2,496人	2,366人 94.8%					
(参考) 全中卒者 1,185千人	1,166千人 98.4%	5千人 0.4%	4千人 0.3%	11千人	0.9%	

②高等学校卒業後の進路 (平成24年度末に高等学校を卒業した児童のうち、平成25年5月1日現在の進路)						
進 学		就 職		その他の		
大学等	専修学校等	167人	10.3%	1,136人	69.8%	124人 7.6%
児童被虐待児 1,626人	200人 12.3%	167人	10.3%	1,136人	69.8%	124人 7.6%
うち在院児 263人	52人 19.8%	36人	13.7%	132人	50.2%	43人 16.3%
うち通所児 1,363人	148人 10.9%	131人	9.8%	1,003人	73.8%	81人 5.9%
(参考) 全高卒者 1,098千人	579千人 53.2%	258千人	23.7%	1,084千人	16.9%	68千人 6.3%

③横断延長の状況 (下記を参照)		
4月1日から6ヶ月未満	20歳に到達するまで	その他の
113人	80人	70人

- ・貧困は人のなかに根深く巣食う
- ・貧困は再生産されやすい
- ・支援と制度が適切に機能することによって貧困による被害や損失は軽減できる
 - 被害と損失は個人に止まらず、大きく社会にかえってくる

～退所後～

- ・退所後も安心して相談できる支援の提供
- ・貧困と虐待の世代間連鎖をなくすための支援
 - ex母子支援への積極的な取り組み
 - ex再チャレンジの保障
 - ex安価で借りられる住居の支援
 - ex生活福祉資金貸付制度をより活用しやすいものに

「子どもの貧困をなくそう！」という風土と文化をつくっていく！

子どもたちは社会の子どもでもあり大切な社会の宝

大切な大切な子ども時代
どんな家庭で生まれ育っても
健全に豊かに生きること保障できる社会に